

Title	[グラビア] 宮里栄輝ノート中の古琉球辞令書
Author(s)	高良, 倉吉
Citation	浦添市立図書館紀要 = Bulletin of the Urasoe City Library(4)
Issue Date	1992-12-25
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12001/20648
Rights	浦添市立図書館

宮里栄輝ノート中の古琉球辞令書

A 恩納ノ口職叙任辞令書 (二五八一年)

東恩納物ノ口 辞令
 志より此は...
 こゝろくすく...
 一せちよくにせまし
 おほい...
 又五十ぬきちはたけ三おほえ
 こしをる
 このふんの...
 このちの...
 一人も...
 志より...
 廿四曆九年...

B 岸本ノ口職叙任辞令書 (二五八五年)

東風平君助 世名坪村ノ口 辞令
 志より...
 こち...
 一せいよく...
 又五十ぬき...
 このふの...
 このちの...
 一人も...
 志より...
 廿四曆十三年...

故宮里栄輝先生の研究ノートが那覇市文化局文化振興課に寄贈されたが、そのノート中に14点の辞令書が筆写されており、うち2点は未確認のものである。前頁で紹介した2点がそれである。Aは「東恩納のろ辞令」のタイトルがあり、次のように写されている。「しよりの御ミ事／こゑくまきりの／おんなのろ又ち（ともに？：注1）／一 せちよく〔た〕に七まし／おはいはる（ともに？：注2）／又 五十ぬきちはたけ三おほそ／こしはる〔省略〕／このふんのいろいろのミかないは／御ゆるしめされ候／このちのろゑかり／しまの人のてまつかい／御きんせいにて候／一人もとののろのおと、ましふりに／たまわり申候／しよりよりましふしか方へまいる／万曆九年四月六日」。注1・2のカッコ部分に宮里先生は「不明なれども文字消滅にあらざるや」と注記している。

Bは「東風平間切世名城村のろ辞令」のタイトルがあり、次のように写されている。「しよりの御ミ事／こちひらまきりの／よなくすくのきしもとのろ／又ちともに／もとはあまかちの内より／一 せい〔ち〕よくたに四まし／ひらはる又となちはるともに／又 五十ぬきちはたけ一おほそ／只内まはる〔省略〕／この分のいろいろのミかないハ／御ゆるしめされ候／このちのろゑかりしまの／人のてまつかいは／御きんせいにて候／一人もとののろのうまかまなへに／たまわり申候／しよりよりまなへか方へまいる／万曆十三年五月十五日」。A、Bともに〔 〕内は引用者の補足である。

辞令書研究の先駆者であった宮里先生の力量を良く示す筆写であり、読みについては信頼がおける。文面の解釈は別の機会に譲るとして、この2点の辞令書は研究上、以下の意義を帯びている。第1に、これまで知られていなかったものであり、これを加えて古琉球辞令書は都合58点となった。すなわち拙著『琉球王国の構造』中の残存古琉球辞令書一覧の54点、拙稿「新発見の古琉球辞令書について」（『浦添市立図書館紀要』第2号）で紹介した2点、それにこのA、Bを加えた58点である。第2に、ノロ関係の古琉球辞令書が新たに2点追加されたことである。これまで知られていたノロ辞令書は奄美・沖縄の8点であり、これにA、Bを加えて都合10点となったのである。

第3はとくに力説したい点であるが、A、Bによって折衷型辞令書が2件加わったことである。折衷型辞令書とは、万曆35年（1607）の今帰仁間切具志川ノロ職叙任辞令書（辺名地仲村家辞令書）がこれまでは唯一のもので、一枚の辞令書に叙任規定と得分規定を同時に記述したものであった。Aの辞令書中に「おんなのろ又ち（ともに）」、Bの辞令書中に「よなくすくのきしもとのろ又ちともに」と記述されるのが特徴点であり、この部分の前は叙任規定、後は得分規定に相当する。したがって、具志川ノロ職叙任辞令書の確認段階では特殊例外的な辞令書と目されていたものが、この2枚の確認により一般的に存在した辞令書の一形式であったことが展望できるようになったのである。

宮里栄輝先生の後進に対する「遺産」と受け止め、今後文面の解釈に取り組んでみたいと思う。貴重な資料の掲載をご許可いただいた那覇市文化振興課に感謝したい。

<高良倉吉>